

固定資産税の減額

住宅の改修工事で

次の改修工事を行った住宅(居住部分の面積が2分の1以上)は、固定資産税が減額になる場合があります。すでに工事が完了していても申告できますが、原則として工事完了後3カ月以内に申告してください。なお、都市計画税は減額対象となりません。

①バリアフリー改修工事  
対象は次の全てに当てはまる工事  
○新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に対して、平成28年4月1日以降に完了したもの  
○65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けた人、障がいのある人のいずれかが居住する住宅に対して行ったもの  
○改修後の床面積が50〜280平方メートルのもの  
○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの  
減額率 1/3分の1(工事が完了し

た翌年の1年間のみ、床面積100平方メートル分まで)

②省エネ改修工事  
対象は次の全てに当てはまる工事  
○平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)に対して、平成20年4月1日以降に完了したもの  
○窓の断熱改修工事(二重サッシ化や複層ガラス化など)  
○改修後の床面積が50〜280平方メートルのもの  
○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの  
減額率 1/3分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)

③住宅耐震改修工事  
対象は次の全てに当てはまる工事  
○昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成18年1月1日以降に完了したもの  
○建築基準法に基づく耐震基準に適合するよう行ったもの  
○改修工事費用が50万円を超えるもの  
減額率 1/2分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)  
①②は併用できます。②③は平成29年4月1日以降に改修を行い、長期優良住宅の認定を受けた場合は減額率が3分の2になります。  
※工事内容により提出書類などが異なります。くわしくは資産税課(☎20・1514)または市ホームページ(<https://www.city.naita.chiba.jp/kurashi/page/092800.html>)へ。

た翌年の1年間のみ、床面積100平方メートル分まで)

○平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)に対して、平成20年4月1日以降に完了したもの  
○窓の断熱改修工事(二重サッシ化や複層ガラス化など)  
○改修後の床面積が50〜280平方メートルのもの  
○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの  
減額率 1/3分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)

適合するよう行ったもの

○改修工事費用が50万円を超えるもの  
減額率 1/2分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)

①②は併用できます。②③は平成29年4月1日以降に改修を行い、長期優良住宅の認定を受けた場合は減額率が3分の2になります。  
※工事内容により提出書類などが異なります。くわしくは資産税課(☎20・1514)または市ホームページ(<https://www.city.naita.chiba.jp/kurashi/page/092800.html>)へ。

電話de詐欺対策

被害を未然に防ぐために

令和3年1月からの成田警察署管内における電話de詐欺(オレオレ詐欺などの特殊詐欺)の被害件数は、3月31日時点で7件、被害総額は約3,570万円でした。  
犯人は、警察や市役所、親族などを名乗り「クレジットカードが不正に利用されている」「還付金がある」「キャッシュカードの交換が必要だ」など、言葉巧みにだます話術を持っています。  
口座番号や暗証番号を聞き出そうとしたり、現金・キャッシュカードを要求したりする電話があった場合は、すぐに警察へ連絡してください。自分だけは大丈夫と思わず、誰もがだまされる可能性があるという意識を持つことが大切です。  
また、犯人と接触しないよう次のような対策をしましょう。  
○電話機を留守番電話設定にする  
○迷惑電話対策機能付き電話機を利用する  
※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

不正に利用されている「還付金がある」「キャッシュカードの交換が必要だ」など、言葉巧みにだます話術を持っています。  
口座番号や暗証番号を聞き出そうとしたり、現金・キャッシュカードを要求したりする電話があった場合は、すぐに警察へ連絡してください。自分だけは大丈夫と思わず、誰もがだまされる可能性があるという意識を持つことが大切です。  
また、犯人と接触しないよう次のような対策をしましょう。  
○電話機を留守番電話設定にする  
○迷惑電話対策機能付き電話機を利用する  
※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

経営所得安定対策等交付金

水田・畑作農家の皆さんへ

市では、経営所得安定対策等交付金の申請を次の通り受け付けています。  
提出方法 6月30日(水)(必着)までに直接または郵送で農政課(市役所4階)へ。  
役所4階 ☎286・8585花

市では、経営所得安定対策等交付金の申請を次の通り受け付けています。  
提出方法 6月30日(水)(必着)までに直接または郵送で農政課(市役所4階)へ。  
役所4階 ☎286・8585花

固定資産税に関する証明書

本人確認書類を持参して

崎町760へ。また、下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センターの窓口でも受け付けます  
※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<https://www.naf.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

固定資産税に関する証明書を窓口で申請する場合は、マイナンバーカードや運転免許証、保険証などの公的機関が発行した本人確認書類を持ってきてください。  
代理人の場合は、そのほかに委任状が必要です。  
申請できる人 所有者本人、納税管理人、相続人(相続を証明する戸籍簿などが必要)  
申請場所 資産税課(市役所2階、下総・大栄支所)  
※郵送で申請することもできます。くわしくは同課(☎20・1514)へ。

固定資産税に関する証明書を窓口で申請する場合は、マイナンバーカードや運転免許証、保険証などの公的機関が発行した本人確認書類を持ってきてください。  
代理人の場合は、そのほかに委任状が必要です。  
申請できる人 所有者本人、納税管理人、相続人(相続を証明する戸籍簿などが必要)  
申請場所 資産税課(市役所2階、下総・大栄支所)  
※郵送で申請することもできます。くわしくは同課(☎20・1514)へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。

償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。まだ申告していない場合は早めにご確認ください。申告用紙が必要な人は、資産税課(☎20・1541)へ連絡するか市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page092900.html)からダウンロードしてください。eLTA(https://www.eltax.lta.go.jp)を利用した電子申告もできます。

**太陽光発電設備も償却資産です**

次のいずれかに当てはまる設備は、毎年市への申告が必要です。

市長日誌	
5月16日(日)～31日(月)	
17日	成田空港活用協議会総会
18日	議会運営委員会 市議会臨時会
20日	成田空港視察に伴う知事との意見交換会 地域振興連絡協議会総会
23日	がんばろう成田空港開港記念フェア 印旛沼環境基金理事会
24日	印旛都市広域市町村圏事務組合議会臨時会 なりた環境ネットワーク総会
27日	ユネスコ協会総会 民生委員児童委員協議会総会
28日	公設地方卸売市場運営審議会 保育士会総会
29日	国際交流協会総会 聴覚障害者協会総会
31日	国際医療福祉大学講義 新型コロナウイルス感染症対策本部会議



応援メッセージを送る(23日)

○法人が所有している  
○個人が売電などのために事業用として所有している

一定の条件を満たす場合は、税負担軽減の特例措置を受けることができます。また、建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されますので申告は不要です。

※くわしくは資産税課へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(使用済み農業用ビニール、ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するため、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事

前に同協議会に登録してください。

また、搬入の際はルールを守り、劣化が著しいものについては事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象Ⅱ農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課へ。

下水道使用料の納付

支払いが難しい人は相談を

下水道使用料の支払いは金融機関などの窓口でもできますが、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替への切り替えを希望

する人は、通帳・口座届け出印・納入通知書兼領収書などを持って取扱金融機関の窓口で手続きしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難な場合は、下水道使用料の徴収を行っている事業者にご相談ください。

相談先Ⅱニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は船橋水道事務所成田支所(☎27・2232)、そのほかの地区はヴェオリア・ジェネッツ(株)(☎22・88801)

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

水稲の薬剤散布

7月10日～26日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稲をイモチ病・紋枯病などの病気から守り、良質な米を作るため無線操縦ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 大栄地区：7月10日(土)・11日(日)
- 下総地区：7月17日(土)・18日(日)
- 根木名川上流土地改良区：7月22日(木・祝)
- 成田地区：7月24日(土)～26日(月)

作業時間Ⅱ午前5時～1時ごろ

なお、雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

○散布時間は通勤・通学の時間帯と重なる場合があるため、区域内の水田周辺の通行や駐車をなるべく避ける

○洗濯物や寝具は屋外に干さないようにし、小動物を入れておく籠などはカバーを掛ける

○薬剤が掛かったときは水で洗い落とす。心配な場合は農政課(☎20・1541)へ、緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)へ相談する

※くわしくは同課へ。

今月の納期限

6月30日(水)

市・県民税(第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

パスポートの申請・交付

市役所で  
手続きできます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。

申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

本人確認書類(1~2点)

<b>A</b> 1点でよいもの	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
<b>B</b> 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、母子健康手帳(中学生以下)など

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)  
○申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付日：申請日から9日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降

手数料・申請内容により異なる  
必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書：申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄・抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物
- 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません
- 本人確認書類(上表の通り)  
県外に住民記録があり、市内に

居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替え申請や記載事項変更申請については、必要書類が異なりますので市民課(☎20・1525)へお問い合わせください。

※くわしくは同課へ。

地域公共交通計画

市民懇談会を開催します

市では、地域の望ましい公共交通のあり方や方向性を示す地域公共交通計画の素案について、市民懇談会を開催します。

参加には事前に申し込みが必要です。

時間：午前10時～11時30分(午前の部)、午後2時～3時30分(午後の部)

期日と会場・定員

- 7月3日(土) 午前(午前の部)
  - 三里塚コミュニティセンター：20人
  - 八生公民館：15人
- 7月3日(土) 午後(午後の部)
  - もりんぴあこづぶ：30人
  - 久住公民館：15人

7月10日(土) 午前(午前の部)

- 豊住ふれあい健康館：15人
- 中郷ふるさと交流館：15人

7月10日(土) 午後(午後の部)

- 下総公民館：45人
- 大栄公民館：15人

7月11日(日) 午前(午前の部)

- 中央公民館：55人

7月11日(日) 午後(午後の部)

- 市役所6階大会議室：70人
- 申し込み方法：6月30日(水)までに都市計画課(☎20・1560)へ。

応募者多数の場合は抽選となります。抽選となった場合、外れた人にも後日連絡します。

※くわしくは同課へ。

男女共同参画週間

個性と能力を  
発揮できる社会へ

6月23日(水)～29日(火)は男女共同参画週間です。これは、男女が性別に関係なく、さまざまな場所での個性と能力を発揮できる男女共同参画社会への理解を深めるための取り組みの一つです。

この機会に、男女の対等な協力関係について考えてみましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)

右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス